

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定の規定に基づき、国鉄神奈川動力車労働組合執行委員長 桑原豪臣から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が、令和 7 年 4 月 7 日にありましたので、労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 4 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 4 月 11 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 事件

組合員の解雇撤回・職場復帰の要求、賃金及び労働条件の向上

2 日時

令和 7 年 4 月 18 日以降問題解決に至るまでの間

3 場所

場所	所在地
株式会社 J R 東日本環境アクセス小田原事業所	小田原市栄町 1 - 1 - 9

4 争議行為の概要

上記の場所において、ストライキを実施する。